

## 【平成21年版環境白書の概要】

### 第1部 総説

#### 特集1 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の愛知・名古屋での開催と生物多様性の保全に向けた地域づくり

日本人は、長年にわたる生活の営みの中で、自然と共に生き、自然から様々な恵みを楽しんできました。その中で生きとし生けるものに対する慈しみや感謝の心など、豊かな感性や独特の価値観が育まれてきました。しかし、戦後の経済成長とともに大量生産・大量消費の時代を迎え、乱開発や資源の浪費、大気汚染・水質汚濁、更には地球温暖化など、生物多様性にも深いかかわりのある様々な問題が発生しました。

1990年代から2000年代にかけて、名古屋港にある有数の渡り鳥の飛来地でもある「藤前干潟」や愛知万博（愛・地球博）のメイン会場とされた「海上の森」の保全を巡って繰り広げられた論議は、本県を始めとするこの地域が自然との共生へと大きく歩みだす転機となりました。また、「自然の叡智」をテーマとした愛知万博は、県民の環境に対する意識を高めるとともに、ボランティア活動など県民による活発な環境活動へとつながりました。

いよいよ2010年10月には、環境分野ではトップクラスの国際会議である「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が愛知・名古屋で開催されます。

特集1では、間近に迫ったCOP10に向けた準備や機運の盛り上げのための取組を紹介するとともに、様々な主体により行われている生物多様性の保全に向けたCOP10の開催地にふさわしい地域づくりを紹介します。

### ○ COP10 へのカウントダウン

#### 1 愛知・名古屋で開催されるCOP10

COP10は2010年10月11日から29日までの3週間にわたり、愛知・名古屋で開催されます。2010年は国連の定めた「国際生物多様性年」であり、2002年のCOP6（オランダ・ハーグ）で採択された「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」の目標年にも当たります。COP10では、2010年目標の達成状況の検証や新たな目標（ポスト2010年目標）の設定、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的な枠組などが主な議題になるとされています。このように、COP10は節目となる重要な会議となると考えられています。

#### COP10の概要

##### 1 開催期間

2010年10月11日（月）から29日（金）まで

①カルタヘナ議定書第5回締約国会合（COP/MOP5）

10月11日（月）から15日（金）まで

②生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

10月18日（月）から29日（金）まで

（閣僚級会合：10月27日（水）から29日（金）まで）

##### 2 主催

生物多様性条約事務局（本部：カナダ・モントリオール）

##### 3 議長国

日本

##### 4 参加規模

約7,000～10,000名（各国政府関係者、NGO/NPO、報道関係者、県民・市民 ほか）

##### 5 会議会場

名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）

（関連事業会場：愛・地球博記念公園、白鳥地区、栄地区 ほか）

##### 6 COP10で想定される主な議題

①2010年目標の達成状況の検証及び新たな目標（ポスト2010年目標）の策定

②遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的な枠組

③遺伝子組み換え生物の輸出入規制の国際的な枠組 ほか



会議会場となる名古屋国際会議場

## 2 COP10の開催に向けた準備・機運の盛り上げ

COP10の成功に向けて会議を万全な体制で支援するため、「あいち・なごや開催計画」をもとに準備が進められています。また、生物多様性やCOP10をより多くの方に知ってもらい、開催機運を盛り上げるため、様々な場面でPRを展開しています。また、COP10開催期間を中心に開かれる予定の多様な主体による関連会議に向け、プレ会議が開催されました。

### あいち・なごや開催計画

COP10の成功に向け、会議を万全な体制で支援するため、開催に向けた地元の取組を取りまとめた「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)あいち・なごや開催計画」が策定されました。

この計画をもとに、支援体制の整備・仕組みの構築、普及・啓発プロジェクトの推進、各種情報発信、関連事業等の準備が進められます。

### 開催に向けた機運の盛り上げ

#### ○「生物多様性フェスティバル」「生物多様性フォーラム」の開催

10月10日と11日の2日間、愛・地球博記念公園で「生物多様性フェスティバル」が開かれ、森への感謝をテーマにしたコンサートやブース展示、COP9でも実施したナチュラスロンなどが行われました。

また、10月12日にはCOP10の会議会場となる名古屋国際会議場で「生物多様性フォーラム」が開かれ、「生物多様性の恵みに感謝」と題した記念講演のほか、NGO/NPO、企業の各セクターのプレフォーラムなどが行われました。

#### ○関連会議のプレ会議の開催

COP10開催期間を中心に開催予定の関連会議に向け、平成21年8月に「生物多様性アジアユース会議 in 愛知 2009」が、10月に「プレ子どもCOP10」が、11月に「生物多様性自治体会議 2009」が開催されました。

#### ○地域からの機運の盛り上げ

地域の自然や産業、文化、生き物や食べ物など、身近な題材から生物多様性とのかかわりを学び、体験する「生物多様性キャラバンセミナー」が平成20年度から県内各地で開催されているほか、COP10の会議参加者をおもてなしの心で迎えるため、会議備品を手作りする「木づかいでCOP10」の取組が進められています。

更に、COP10支援実行委員会では、多様な主体と連携してCOP10開催と生物多様性の保全等を一緒に盛り上げるため、会期前や会期中の事業・イベントを「COP10パートナーシップ事業」として登録してもらい取組が行われています。



「生物多様性フェスティバル」で行われたナチュラスロン



「生物多様性フォーラム」のオープニング式典



生物多様性キャラバンセミナー

### 「生物多様性アジアユース会議 in 愛知 2009」が開催されました

2010年に開催されるCOP10に向けて、アジアの青年たちが相互に交流することで、生物多様性や環境保全への意識を高めようと、平成21年8月3日から5日までの3日間、「生物多様性アジアユース会議 in 愛知 2009」が開かれました。

日本をはじめ、中国、韓国、マレーシアなどアジア13か国から、高校生から大学院生までの青年約80名が参加し、プレゼンテーション、ディスカッション、エクスカッション等を通して、生物多様性についての知識を深めました。そして、参加した青年たちの様々な問題に対する意見が提言として集約され、最終日に開かれた「アジアユース生物多様性フォーラム」において、会議の成果とともに、来年のCOP10に向けたユースの提言「アジアユース宣言」として発表しました。



アジアユース生物多様性フォーラム

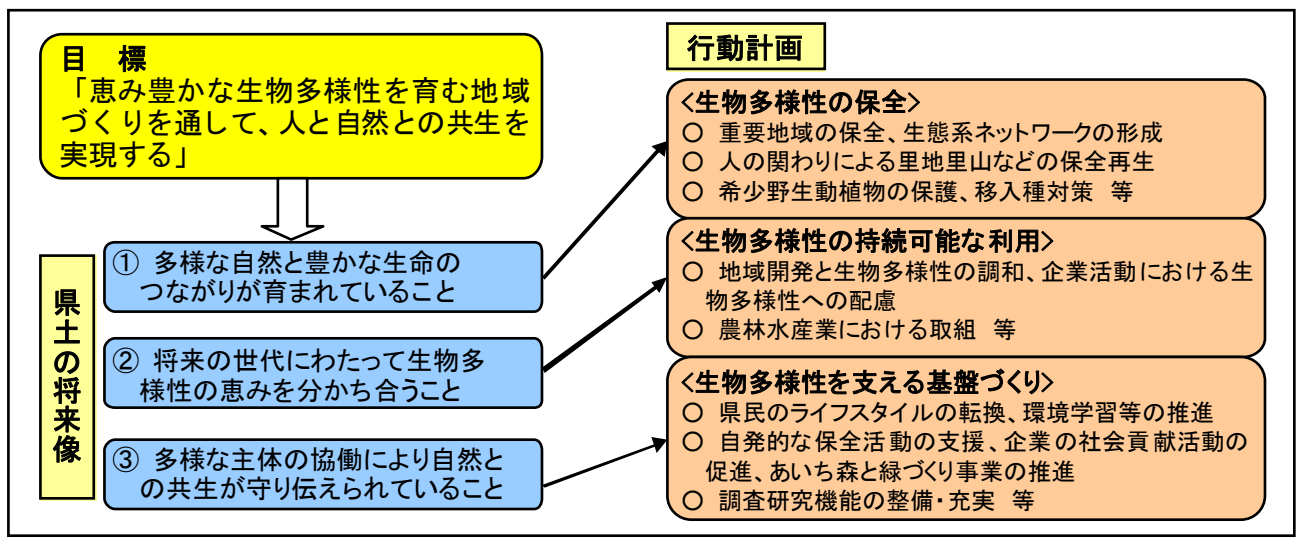
## ○ COP10 開催地にふさわしい、生物多様性保全に向けた地域づくり

私たちは愛知万博での経験を通して、環境に関して様々なことを学びました。また、「環境」をキーワードにした報道や情報提供などが毎日のように聞かれるようになりました。その中で、環境に対する意識が高まるとともに、環境に配慮した行動や環境保全活動の実践など、具体的な行動へとつながる動きも見られつつあります。

そのような中、自然環境の保全を図るとともに、COP10 開催地にふさわしい生物多様性に配慮した地域づくりを進めるため、本県では様々な取組が進められています。

### 1 「あいち自然環境保全戦略」の策定

COP10 開催地にふさわしい、生物多様性を基軸とした地域づくりを進め、人と自然が共生する社会の構築を目指すための行動計画となる「あいち自然環境保全戦略－生物多様性の保全と持続可能な利用を目指して－」を平成 21 年 3 月に策定しました。



### 2 県民協働による生物多様性保全に向けた取組

COP10 の開催を契機に、生物多様性に対する県民の関心と理解を深め、具体的な行動へとつなげていくため、各地で県民協働による生物多様性の保全に向けた取組が進められています。

#### いのちを支えるもりづくり

COP10 を主催する生物多様性条約事務局は、国際生物多様性の日である 5 月 22 日に、世界各地の青少年の手で学校に植樹等を行う「グリーンウェイブ」に参加するよう広く呼びかけました。

本県でも、この運動に連携して、植樹を通して生物多様性への理解を深め、更なる環境保全活動へとつなげるため、多くの県民や企業などの参加による植樹活動を全県的に促進する「いのちを支えるもりづくり」を進めています。



記念植樹（愛・地球博記念公園）

## 身近な生きもの発見

身近な生きものを注意深く調査すると、外来種の侵入状況や在来種の個体数の減少、温暖化に伴う発生時期の変化などが分かってきます。

そこで、小・中学生をはじめ県民に広く参加してもらい、身近な生きものについて調査・報告してもらうことで、生物多様性に関心を持ってもらおうと「身近な生きもの発見」事業を進めています。



「身近な生きもの発見」Webページ

## 広域連携によるクリーン活動

COP10の開催に向け、来訪者を美しい環境で迎えるため、県民参加による一斉クリーンキャンペーンである「あいち・なごやクリーンアクション for COP10」を東海三県・名古屋市・国地方機関とタイアップして実施しており、平成21年度は春（5・6月）と秋（10月）に合わせて県内約90万人の方が清掃活動に取り組みました。



あいち・なごやクリーンアクション  
for COP10

## 様々な主体による生物多様性に保全に向けた取組

### ○NPOなど地域の団体による取組例

- ・流域の上流から下流までが一体となった健全な水循環の再生に向け「水循環再生地域協議会」の設置
- ・「あいち森と緑づくり税」を活用した「環境活動・学習推進事業」（平成21年度は45団体を採択）

### ○事業者による取組例

- ・工場緑地における生物多様性を意識した森づくり（大同特殊鋼㈱）
- ・地域の生態系の回復と地域交流を目指した「工場の森づくり活動」（トヨタ自動車㈱）
- ・海上の森の保全・整備（㈱INAX ほか）
- ・工場内へのビオトープの設置（デンソー㈱ ほか）
- ・「生物多様性について考えてみませんか」定期の取扱い（中日信用金庫）
- ・ビールの売上の一部をCOP10支援実行委員会に寄付（アサヒビール㈱）

### ○市町村による取組例

- ・水源の森を守り、未来へつなげていくための拠点となる「水とみどりの森の駅」の取組（岡崎市）
- ・「犬山の自然を市民の手で守ろう」を合言葉にした、エコアップリーダーによる多様な活動（犬山市）
- ・新しいネイチャーセンターの設置（豊田市）



どんぐりの苗で水源の森づくり  
（あいち森と緑づくり  
環境活動・学習推進事業）



アサヒビール㈱からCOP10支援  
実行委員会への寄付贈呈式



水とみどりの森の駅  
（森の総合駅）

## 特集2 環境と経済が好循環する環境先進県を目指して

2008年秋のアメリカの大手金融機関の破綻等に端を発した世界規模の経済危機は、日本においても外需の低迷や急速な円高により企業収支の悪化を招くとともに、非正規労働者を中心とした雇用情勢の悪化や国内消費の落ち込みなど、多大な影響を与えました。一方で、地球温暖化対策や生物多様性保全など、喫緊の課題である地球環境問題に対応するため、低炭素社会の構築や資源循環の推進など、持続可能な社会を築き上げていくことが求められています。

こうした中、環境・エネルギー分野への投資を通して需要を創出することにより、景気回復や雇用創出を図るとともに、持続可能な社会への変革をめざす「グリーン・ニューディール政策」が世界的に広がるなど、「環境」が経済をけん引するキーワードとなりつつあります。我が国でも環境に対応した自動車（エコカー）や省エネ家電の購入支援、住宅や公立学校等への太陽光発電の導入促進など、低炭素社会の実現につながる経済対策が積極的に打ち出されています。

特集2では、世界的な潮流となっているグリーン・ニューディール政策について紹介するとともに、本県において行われている、環境と経済が好循環する環境先進県に向けた取組を紹介します。

### ○ 環境・エネルギーを景気対策の柱へ ～グリーン・ニューディール政策～

#### 1 世界の動き

##### 国際連合

- 潘基文事務総長が「グリーン経済は、低炭素でエネルギー効率的であり雇用を創出する。持続可能な技術への投資は、今日の経済危機を明日の持続可能な発展へと転換する。」と呼びかけた。
- 国連環境計画(UNEP)は、2008年10月に「グリーン経済イニシアティブ」を発表。2009年2月には世界のGDPの約1%に当たる7,500億ドルをグリーン経済の実現のための投資とすべきと提言。

##### アメリカ

- バラク・オバマ大統領の就任直後に公表したエネルギー・環境計画の中長期目標では、10年間で1,500億ドルをグリーンエネルギーに投資し、500万人の新規雇用を創出することを打ち出す。
- 2月の予算教書で、キャップ&トレード型の排出量取引制度の導入やグリーンエネルギーへの投資などにより、温室効果ガスの排出量を2020年までに2005年比で14%、2050年までに同83%削減を表明。
- 2月に成立した再生・再投資法では、グリーンエネルギー・環境関係に803億ドル、省エネ・環境関連のインフラ整備に225億ドルを投じることとし、他部門も含め、今後2年間で350万人の雇用創出を目指す。

##### EU（ヨーロッパ連合）

- 環境に配慮した「グリーン経済」に1,050億ユーロを投入。
- EUの気候変動目標の達成・低炭素経済構築の措置に480億ユーロを投入。

##### 英国

- ブラウン首相が洋上風力発電など再生可能エネルギーを中心とする低炭素社会への移行を提唱。2020年までに洋上風力発電に1,000億ポンド以上の投資を呼び込み、16万人の新規雇用を目指す。

##### ドイツ

- 欧州排ガス基準を満たす新車購入者へ奨励金交付や自動車税の免除。エネルギー効率を高める改築・改修支援、環境・エネルギー分野や革新的自動車技術の研究開発支援等で25万人の雇用維持を見込む。

##### フランス

- 2008年12月、景気復興計画で09-10年の2年間で260億ユーロを投じる景気対策を発表、09年に8～11万人の雇用創出を見込む。

##### 韓国

- 2009年1月に「雇用創出のための『綠色ニューディール事業』推進方策」を発表。36の事業に対し、2012年までの4年間に計50兆ウォンを投入し、約95万6千人の雇用創出効果を見込む。

##### 中国

- 2008年11月、景気対策として2010年末までに10の分野に総額4兆元を投入する計画を発表。1,000億元を先行で投じ、うち環境・省エネへの投資は120億元を占めた。

(資料)環境省 ほか

## 2 日本の動き

こうした世界の動きに呼応し、日本でも低炭素社会づくりにつながる経済対策が推進されています。

### <具体的な取組例>

#### ○太陽光発電の普及世界一の座を再び獲得するために

住宅用太陽光発電の導入への国の補助の再開、公立学校等への太陽光パネルの設置を始めとしたエコ改修など環境に配慮した学校づくり、太陽光発電の電力の余剰分の新たな買取り制度

#### ○環境性能の優れた製品への買換え促進

環境に配慮した自動車（エコカー）に対する補助金や税制上の優遇措置、省エネ型のグリーン家電（エアコン、冷蔵庫、テレビ）へのエコポイントの付与

#### ○「地域グリーンニューディール基金」を活用した事業

公共施設への太陽光発電・小型風力発電・LED照明などの先導的導入、民間施設による再生可能エネルギーや省エネ機器の導入などの支援

## ○ 環境と経済が好循環する地域へ

本県においては、愛知万博の開催を契機として、様々な主体において、地域を挙げてより良い環境、より良い地域を創っていかうとする地域環境力の高まりがみられます。

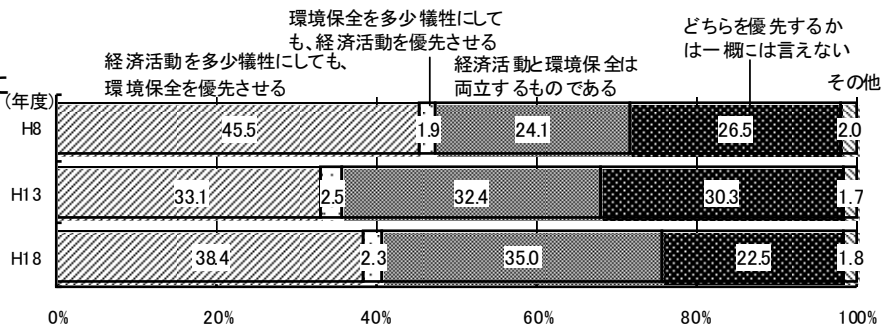
## 1 芽生えつつある「環境」と「経済」の両立

かつて「環境活動と経済活動は対立する」ものと考えられる傾向がありましたが、エコカーや省エネ家電など、環境にやさしく、かつ経済的な製品に人気が集まっていることなどを背景に「環境活動と経済活動は両立する」という考え方が広まりつつあります。

また、エコカーの普及台数や保有台数に対する普及率、住宅用太陽光発電施設の設置数はいずれも全国一を誇るなど、本県は環境に配慮した製品を使う面でも先進的な県といえます。

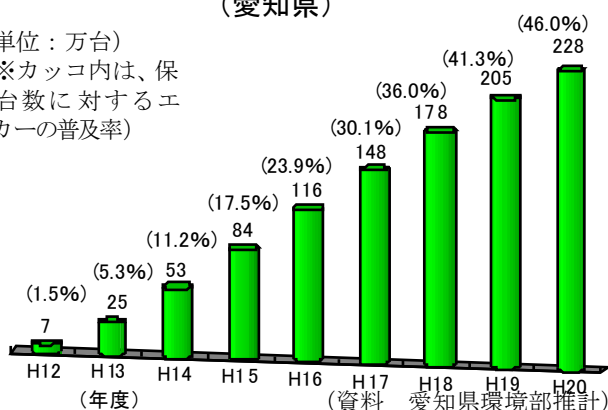
### 【経済活動と環境保全の関係性についての考え方】

(資料)県政モニターアンケート  
(平成18年:愛知県)



### エコカーの普及台数の推移 (愛知県)

(単位:万台)  
(※カッコ内は、保有台数に対するエコカーの普及率)



### 住宅用太陽光発電施設の設置数上位府県 (平成20年度までの累計)

順位	都道府県	設置数 (台)
1	愛知県	26,848
2	福岡県	24,544
3	大阪府	23,090
4	埼玉県	22,547
5	静岡県	21,814

(資料)新エネルギー導入促進協議会調べ

## 2 環境と経済が好循環する地域に向けて

環境に対する意識が高く、モノづくりの中核として発展してきた本県において、地球温暖化対策を始めとする環境分野に積極的に投資し、愛知の「モノづくり」と「環境」とを融合させた、持続可能で競争力が高い環境関連産業の振興を図っていくことは、景気回復や雇用創出などの短期的な経済対策に資するばかりでなく、本県の「地域環境力」を一層高めることにもつながると考えます。

地域特性を踏まえた環境・エネルギー産業を「つくる」とともに、環境に配慮した製品やサービスを「つかう」ことで環境関連需要を創出することにより、環境と経済が好循環する持続可能な社会の実現につながると考えます。それに加え、明日のあいちの環境を「支える」公共基盤の整備にも投資を行い、豊かな環境を次代に継承していくことも重要であると考えます。

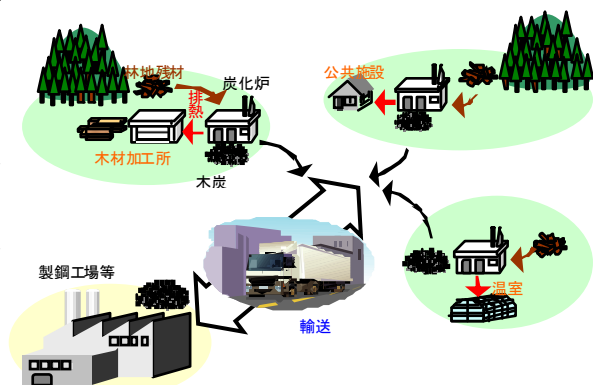
### 環境・エネルギー産業をつくる

本県は世界的なモノづくりの拠点であり、また、公害克服の経験や知恵を蓄積し、環境技術を集積してきました。本県のモノづくりパワーと地域環境力を融合して、持続可能で競争力が高く、更に新たな内需を創出する産業構造への進化を目指した取組が進められています。

- ・ 次世代のエコカーであるプラグインハイブリッド自動車（PHV）や電気自動車（EV）、最高レベルの運行経済性と環境適合性を備える次世代リージョナルジェット機（MRJ）の実用化に向けた開発。
- ・ 循環ビジネス分野では、「あいち資源循環推進センター」の設置や「循環ビジネス創出会議」の開催等を通じ、新たな循環ビジネスの発掘・創出を支援。

また、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に基づき、リサイクル技術とエネルギー技術を効果的に組み合わせ、廃棄物やバイオマス資源、自然エネルギーなど未利用の資源・エネルギーの地域内循環を進める新しいビジネスの創出・事業化。

- ・ エネルギー分野では、「あいち臨空新エネルギー実証研究エリア」において、企業等の参加により最先端の技術を生かした実証研究の実施。エネルギーの安定供給の鍵を握ると考えられる大規模蓄電池システムについて、ナトリウム・硫黄（NAS）電池を実用化。
- ・ 本県をはじめとした東海3県・国・経済団体等の連携で、「チーム・低炭素革命」のスローガンのもと、太陽光発電や蓄電池などをテーマとした連続セミナーの開催など、環境ビジネスの創出と拡大に向けた取組。



木質バイオマスの製鋼原燃料利用



「あいち臨空新エネルギー実証研究エリア」における実証研究  
(集光式太陽光発電プラント)



「シリーズ低炭素革命」連続セミナー

## 環境に配慮した製品やサービスをつかう

ハイブリッド車を始めとするエコカーやLED電球が注目を集めるなど、環境に配慮した製品を選択する「グリーン購入」が世の中の流れとなりつつあります。このような流れを更に推し進めることは、低炭素社会の実現と環境関連産業の発展という、「環境」と「経済」の好循環につなげていくためにも重要なことです。

- ・ 経済産業省の「EV・PHVタウン」モデル事業の実施地域に本県が選定され、EV・PHVの率先導入や充電インフラの整備、カーシェアリングへの活用、展示会・試乗会の実施など、EV・PHVの早期の本格普及に向けた取組。
- ・ 住宅用太陽光発電について、市町村との協調補助やグリーン電力証書の活用促進など、住宅用太陽光発電の一層の普及拡大の取組。
- ・ 公立学校における太陽光パネルの設置や消費電力の少ない照明器具・エアコン、節水型のトイレへの省エネ改修など、環境に配慮した学校づくり。
- ・ 本県においても総額8億5,600万円の「グリーンニューディール基金」を創設し、基金を活用した事業を平成23年度までの3年間で実施。



EV・PHV普及イベント



公立学校への太陽光パネルの設置例

## 明日のあいちの環境を支える基盤を整備する

環境・エネルギー産業の創出や環境に配慮した製品・サービスの需要創出に対して投資を行うことは、環境と経済を好循環させるためにも重要な施策ですが、それに加え、森や緑づくりの推進、人工干潟の造成など、多面的な機能を持つ持続可能な農林水産業の振興に資するための基盤整備、下水道など環境を支える公共基盤への投資を行うことは、雇用の創出を図りながら、豊かな環境を次の世代へ引き継ぐための基盤づくりにつながると考えられます。

- ・ 「あいち森と緑づくり税」を活用した、森林や里山林、都市の緑の整備・保全等の取組。
- ・ 富栄養化した海の水質浄化や水産資源の持続的な利用の両面から期待される人工干潟の造成や、海の豊かな生態系の保全や水質浄化などにも大きな役割を果たす藻場の再生活動の支援など、伊勢湾・三河湾の再生。
- ・ 治水・利水機能だけでなく河川の生態系の保全など環境にも配慮した「多自然川づくり」の推進や、集落排水・浄化槽の整備、下水道の整備など、環境に主眼を置いた公共基盤の整備。



多自然川づくり

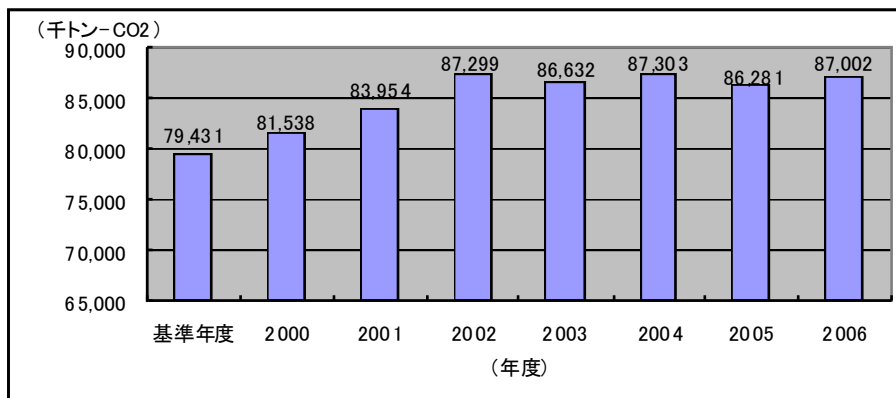
## 第2部 平成20年度の環境の状況と施策（主な項目）

### 地球温暖化等

#### 1 地球温暖化の状況

地球温暖化とは、石油や石炭など化石燃料の燃焼等により大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、平均気温が上昇していく現象であり、2006年度（平成18年度）の本県の温室効果ガス排出量は、1990年度比で9.5%増加しています。

本県における温室効果ガスの排出量の推移



#### 2 主な施策

県では、「あいち地球温暖化防止戦略」（平成17年1月策定。以下「戦略」という。）に基づき、地域における地球温暖化対策の強化・推進を図っています。

##### ○ 産業部門対策

- 生活環境保全条例に基づき、事業者には「地球温暖化対策計画書」及び「地球温暖化対策実施状況書」の提出を義務づけ、温室効果ガスの削減を促進しました。
- 事業者の自主的取組である「CO<sub>2</sub>排出削減マニフェスト」が平成20年度には9社から提出され、知事から愛知県産の間伐材で製作した「登録証」を授与しました。

##### ○ 家庭部門対策

- エコライフの実践の輪を広げていくため、NPO、事業者などと連携しながら、「あいちエコチャレンジ21」県民運動を展開し、小学校などでの「ストップ温暖化教室」の開催、自動車学校でのエコドライブ講習会の開催、「環境にやさしい暮らし」をテーマとしたエコライフ川柳の募集などを行いました。
- 住宅用太陽光発電施設を設置する県民に対し、市町村と協調して費用の一部を補助したほか、「グリーン電力証書」に関するモデル事業を実施しました。これらの効果もあり、本県の住宅用太陽光発電施設の設置数は平成20年度末で約2万7千基と、全国第1位です。

##### ○ 業務部門対策

- ESCO事業の普及拡大を図るため、県の率先導入として、愛知芸術文化センター、愛知県がんセンター、愛知県体育館の3施設でESCO事業を導入しています。



太陽光発電施設設置住宅

# 大気環境

## 1 環境の状況（年平均値と環境基準の達成率の経年変化は図1, 2のとおり）

調 査 対 象 物 質	二酸化硫黄	環境基準の達成率は一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局いずれも100%。年平均値は昭和48年度に比べて1割程度に低下。
	二酸化窒素	環境基準の達成率は一般環境大気測定局100%、自動車排出ガス測定局89%。 年平均値は近年、緩やかな減少傾向。
	一酸化炭素	昭和48年度以降、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局いずれも100%を維持。 年平均値は昭和48年度に比べて1/4程度に低下。
	浮遊粒子状物質	環境基準達成率は一般環境大気測定局100%、自動車排出ガス測定局96%。 年平均値は近年、緩やかな減少傾向。
	光化学オキシダント	環境基準達成率は全測定局で環境基準を達成していない。 昼間年平均値はわずかながら増加の傾向。

図1 環境基準が定められている5物質の年平均値の経年変化

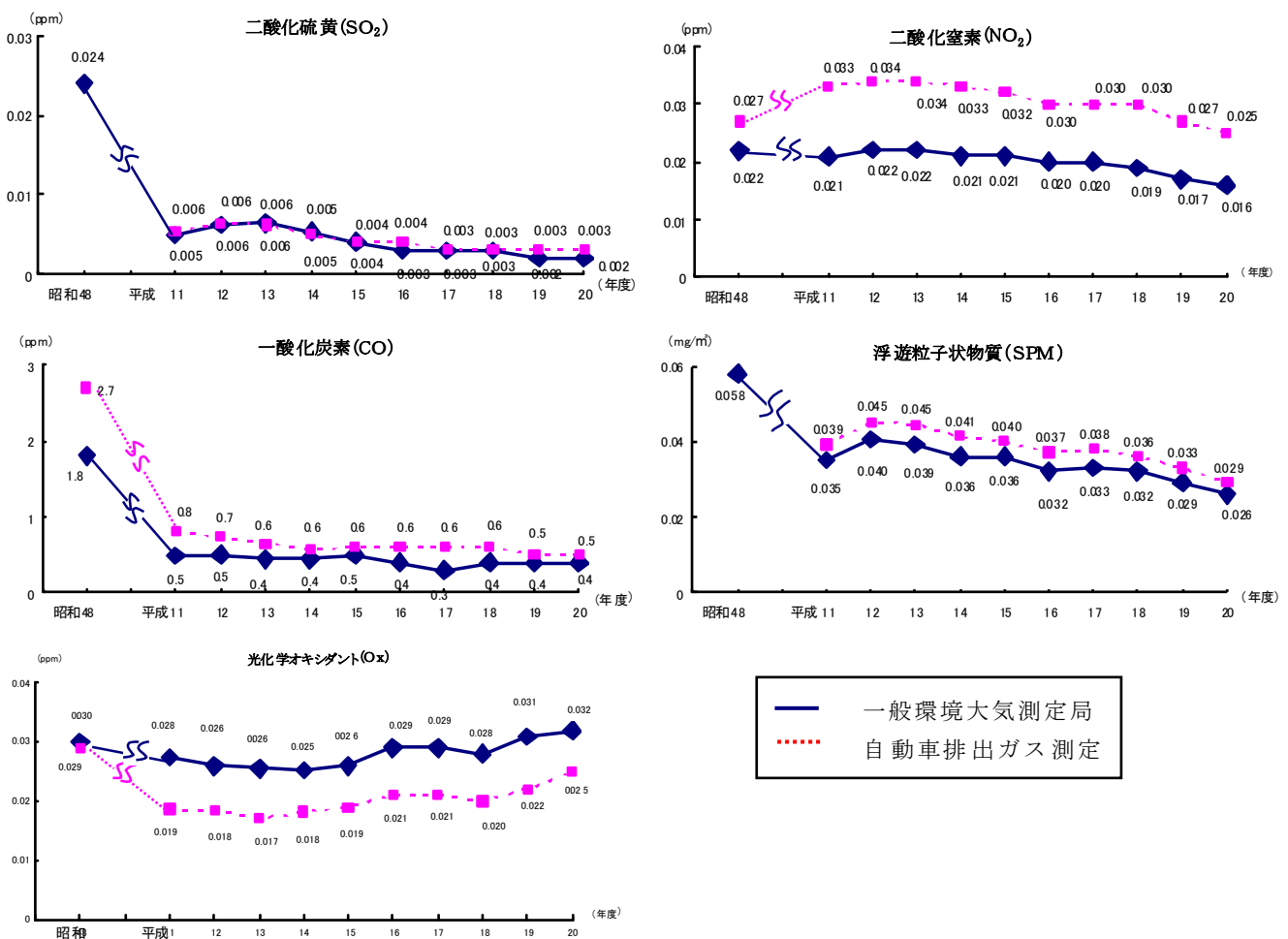
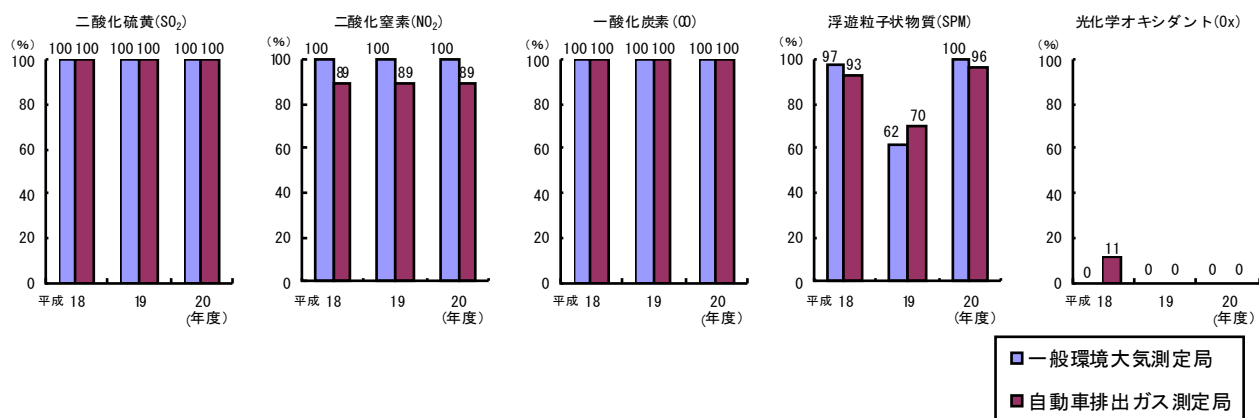


図2 大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



## 2 主な施策

### ○ 工場・事業場対策

- ・ 大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等のばい煙や粉じんの発生施設に対する排出規制を実施しています。
- ・ 生活環境保全条例に基づき、ばい煙や粉じんの規制対象施設を追加するとともに、それらの排出基準を定めることなどにより排出規制を強化しています。

### ○ 窒素酸化物及び粒子状物質対策

- ・ 平成14年10月に策定した「あいち新世紀自動車環境戦略」や、15年7月に策定した「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」及び18年3月に策定した「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」に基づき、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成・維持を目指した総合的な対策を推進しています。

## 騒音・振動・悪臭

### 1 環境の状況

自動車騒音	環境基準の達成率は90.9%。 201測定地点のうち22地点で要請限度を超過（超過率：10.9%）。
道路交通振動	80測定地点すべてで要請限度を下回った。
航空機騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営名古屋空港 17測定地点のうち10地点で環境基準を達成。このうち、県営化前から継続調査している10測定地点のうち7地点で環境基準を達成。</li> <li>・ 中部国際空港 5測定地点すべてで環境基準を達成。</li> </ul>
新幹線鉄道騒音	78測定地点のうち51地点で環境基準を達成（達成率：65.4%）。
新幹線鉄道振動	30測定地点のうち28地点で環境基準を達成（達成率：93.3%）。

### 2 主な施策

- 道路に面する地域の騒音環境基準の達成を目指して、「あいち新世紀自動車環境戦略」に基づき、各種対策を総合的に推進しています。
- 工場・事業場の操業及び建設作業に伴う騒音・振動を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づき35市21町1村（平成21年10月1日現在）を規制地域に指定するとともに、規制基準の設定を行っています。

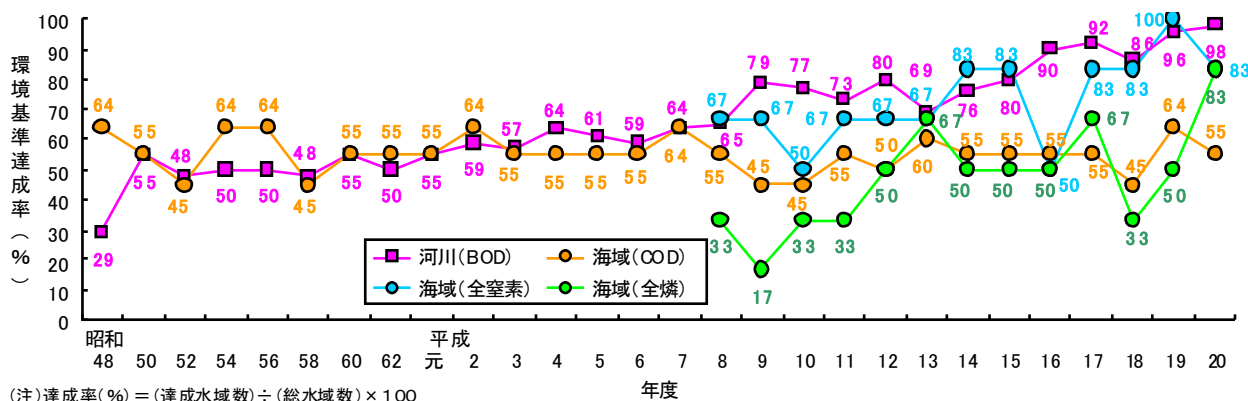
- 悪臭の規制については、近年、複合臭や未規制の物質などを原因とする悪臭苦情が増加していることから、愛知県では悪臭防止法による悪臭の排出規制として、特定の悪臭物質を対象にした物質濃度規制に加えて臭気指数規制を導入し、その規制基準を設定しました（平成 18 年 10 月 1 日施行）。平成 21 年 10 月 1 日現在、県内 27 市 19 町 2 村で臭気指数規制が行われています。

## 水環境

### 1 環境の状況

公共用水域	健康項目	県内 125 地点でカドミウム始め 26 項目について調査した結果、すべての地点で環境基準を達成。ここ数年はほとんどの調査地点で環境基準を達成。
	生活環境項目	河川及び海域の環境基準達成率の経年変化は図 3 のとおり。 油ヶ淵の COD（化学的酸素要求量）は昨年度に引き続き環境基準を達成していない。
地下水		県内 124 地点でカドミウム始め 25 項目について調査した結果、10 地点で砒素等の項目が環境基準を超過。超過率は 8.1%。

図 3 河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



(注)達成率(%)=(達成水域数)÷(総水域数)×100  
(資料)環境部調べ

### 2 主な施策

#### ○ 工場・事業場に対する規制指導

- ・ 水質汚濁防止法に基づく届出が必要な事業場に対して、排水濃度の規制を行うとともに、COD、窒素、りんに係る汚濁負荷量の総量を規制しています。

#### ○ 油ヶ淵浄化対策の推進

- ・ 油ヶ淵の周辺地域を生活排水対策重点地域に指定するとともに、「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」を策定し、周辺 4 市と一体となって各種水環境改善事業を実施しています。

#### ○ 伊勢湾・三河湾の水質浄化の推進

- ・ COD、窒素、りんを規制対象とした第 6 次水質総量削減計画を平成 19 年 6 月に策定し、汚濁負荷量削減対策など総合的な水質浄化対策を推進しています。また、古くから豊かな海の恵みをもたらしてくれる「里海」である三河湾の再生に向けて、県では平成 20 年度から「三河湾里海再生プログラム」の作成に向けた検討を行っています。

## ○ 生活排水対策の推進

- 生活環境保全条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」を策定し、「クリーン排水推進月間」などの各種啓発事業の実施をしています。また、「全県域汚水適正処理構想」に基づき、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換など生活排水処理施設の適正な整備を促進しています。



生活排水クリーンキャンペーン

## ○ 地下水汚染対策の推進

- 汚染が判明した井戸の周辺地区を調査し、井戸所有者への飲用指導等を行うとともに、原因者に対しては地下水浄化対策の指導を行っています。

## ○ 健全な水循環の再生

- 「あいち水循環再生基本構想」（平成 18 年 3 月策定）に基づき、尾張・西三河・東三河の地域ごとに「水循環再生地域協議会」を設置し、平成 20 年 3 月に作成した「水循環再生地域行動計画」に基づき、流域が一体となった健全な水循環の再生に向けた取組を進めています。

## 土壌環境・地盤環境

### 1 環境の状況

土壌環境	<ul style="list-style-type: none"><li>農用地については、県内 6 地点でカドミウムについて調査をした結果、ここ数年と同様に、すべての地点で農用地土壌汚染対策地域の指定要件に定める濃度を下回っていた。</li><li>市街地については、県内のフェロシルト撤去後の跡地 13 地点で土壌調査を実施した結果、すべての地点で土壌環境基準に適合していた。</li></ul>
地盤環境	尾張・名古屋市地域の地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあり、平成 20 年度には 1 cm 以上沈下した水準点はなく、沈下域は生じなかった。その他の地域で年間 1 cm 以上沈下を示した地点はなかった。

### 2 主な施策

#### ○ 土壌・地下水汚染対策

- 農用地土壌汚染防止法、土壌汚染対策法等の法令の内容を土地の所有者等に周知するとともに、規制・指導を実施しています。また、生活環境保全条例に基づき、基準を超過した事業所から報告をさせるとともに適切な浄化対策を指導しています。

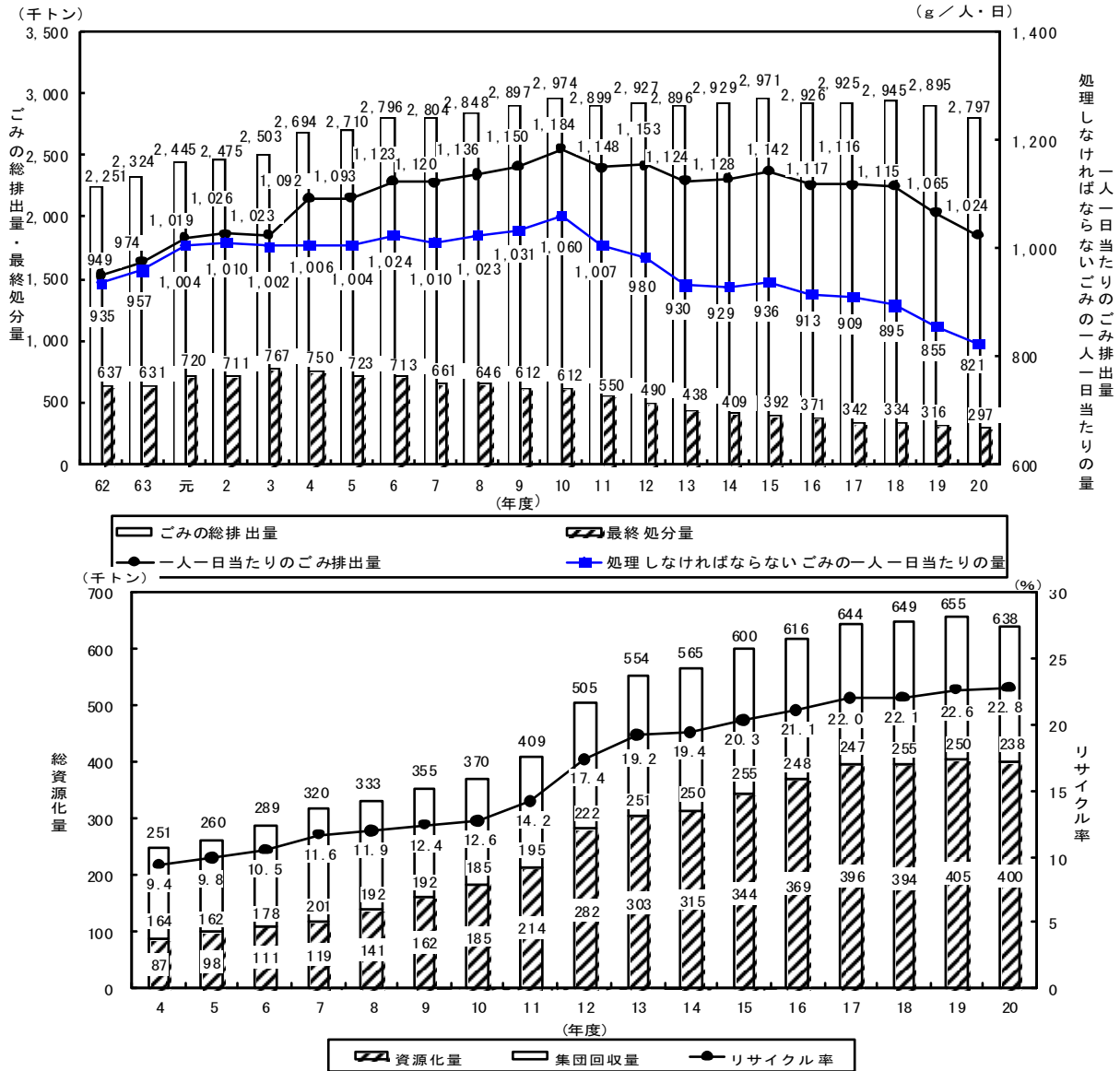
#### ○ 地盤沈下対策

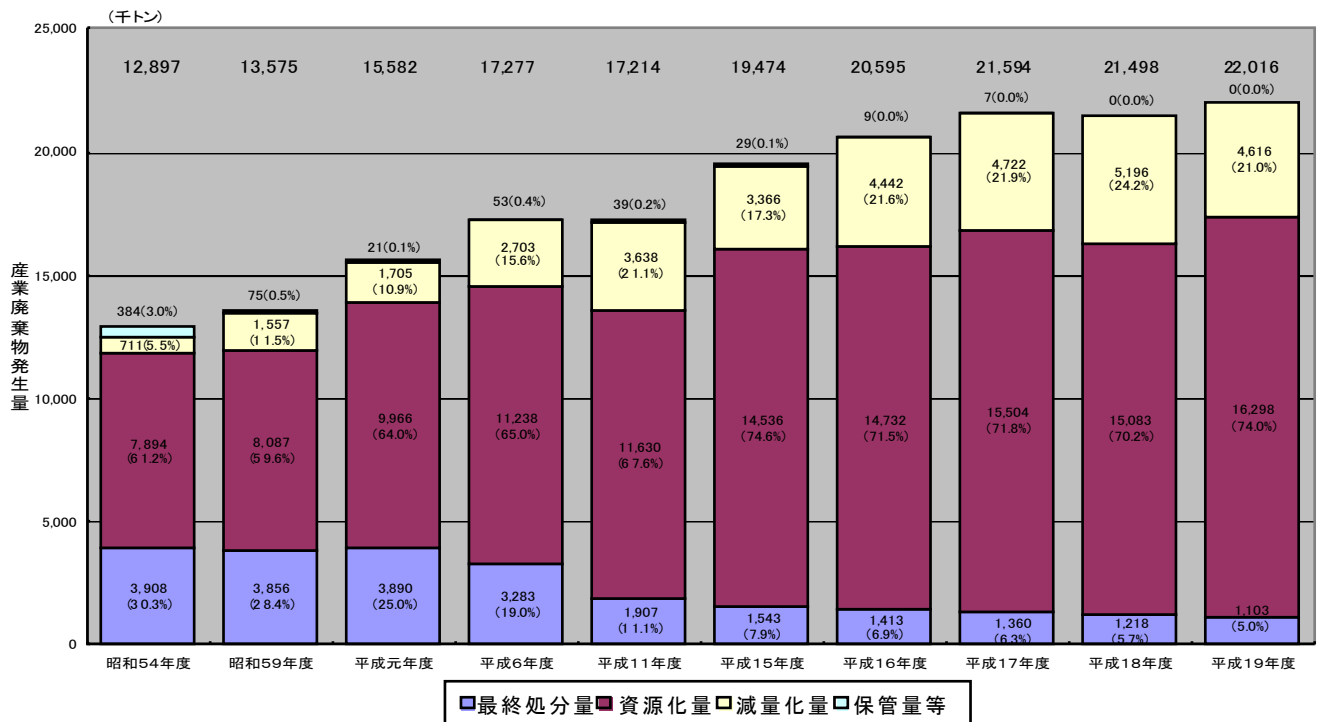
- 尾張・名古屋市地域の一部において依然として地盤沈下が進行する傾向が見られるため、地盤・地下水位の変動状況や地下水揚水量の把握などの監視活動を実施するとともに、地下水揚水規制や代替水の確保・供給事業などの防止対策と、排水機能の回復や海岸・河川堤防の整備等を行う防災対策の各種地盤沈下に関する施策を推進しています。

1 環境の状況

一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理の人口割合は、下水道が 64.7%、浄化槽及びコミュニティプラントが 32.0%、くみ取りが 3.3%。</li> <li>・ごみの総排出量は 279 万 7 千 t、県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,024 g。ごみの最終処分量は 29 万 7 千 t（経年変化は図 4 のとおり）。</li> <li>・行政、県民、事業者によるごみの減量化・再資源化の取組が進んだことにより、ごみのリサイクル率は 22.8%（経年変化は図 5 のとおり）。</li> </ul>
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19 年度の産業廃棄物の発生量は、2,201 万 6 千 t であり、このうち、埋立処分量は 110 万 3 千 t で減少傾向にある（経年変化は図 6 のとおり）。</li> <li>・産業廃棄物処理業者等に対する行政処分等の件数 行政処分 24 件、行政指導 239 件</li> </ul>

図 4 ごみ総排出量、最終処分量等の経年変化





## 2 主な施策

### ○ 循環型社会の形成

- ・ 「あいちエコタウンプラン」に基づき、先導的・効果的リサイクル事業の創出・事業化に対する支援を進めています。
- ・ 資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」を実施しています。
- ・ 愛知の「資源」を活用した持続可能な社会づくりに向け、「ビジョン」と「こころざし」を持つ人材を育成するため、平成20年度から「あいち環境塾」を開講しました。
- ・ 県内各地域の未利用資源を地域内で循環的に活用して、環境・産業・暮らしの持続可能性の実現に向け総合的に取り組む、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を進めています。



あいち環境塾の開講式

### ○ 一般廃棄物対策

- ・ 一般廃棄物が適正に処理されるよう、ごみ発生抑制、リサイクル推進等について市町村に対し技術的、財政的支援をしています。
- ・ 市町村が設置しているごみ焼却施設等に対して立入検査を実施し、廃棄物処理法の構造基準・維持管理基準やダイオキシン類対策特別措置法の排出基準の遵守や改善等を指導しています。
- ・ 市町村と連携した放置自動車対策推進キャンペーンなどの普及啓発事業を実施しています。

## ○ 産業廃棄物対策

- ・ 平成 12 年 6 月の廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して産業廃棄物の減量化や適正処理に関する計画の作成を指導しています。
- ・ 産業廃棄物の適正処理の促進の観点から制定した廃棄物の適正な処理の促進に関する条例に基づき、焼却施設、最終処分場等を設置する場合の住民説明会の開催、小型焼却炉の届出等規制の強化などを進めています。
- ・ 産業廃棄物税の税込を産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置促進を図るために活用しています。
- ・ 産業廃棄物や副産物が再生品として流通・使用される際に、事前に県が届出を受け、環境安全性等を審査する「再生資源活用審査制度」を平成 20 年 7 月から開始しました。

## ○ 公共関与による最終処分場の確保

- ・ 産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場の確保が困難な状況となっていることから、知多郡武豊町において、新たな公共関与による処分場の建設に取り組んでいます。

## 自然環境

### 1 環境の状況

- 自然公園法に基づく国定公園  
三河湾国定公園、飛驒木曾川国定公園、愛知高原国定公園、天竜奥三河国定公園の 4 か所を指定
- 条例に基づく県立自然公園  
南知多県立自然公園、段戸高原県立自然公園、桜淵県立自然公園等計 7 か所を指定  
自然公園の陸域総面積は 88,838ha で、県土面積の 17.2%（全国平均 14.3%）
- 条例に基づく自然環境保全地域  
田之士里湿原、小牧大山、海上の森等 13 か所を指定
- 野生動植物の生息・生育状況  
植物約 2,720 種（維管束植物約 2,220 種及びコケ植物約 500 種。移入種等を除く。）、  
哺乳類 71 種、鳥類 398 種、昆虫類約 7,600 種ほか

### 2 主な施策

#### ○ 自然公園の保護と利用と自然環境保全地域の保全

- ・ 自然公園の中には、現行の公園区域及び公園計画が実態に合わなくなっているところが見られるため、順次その見直しを行っています。また、クリーンエネルギーとして注目されている風力発電施設の許可基準を設け、風致・景観との調整を図っています。
- ・ 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき自然環境保全地域を指定するとともに、その保全に努めています。

#### ○ 生態系の保全

- ・ 自然環境の保全を図るとともに、生物多様性に配慮した地域づくりを進め、人と自然が共生する社会の構築を目指すための行動計画となる「あいち自然環境保全戦略－生物多様性の保全と持続可能な利用を目指して－」を平成 21 年 3 月に策定しました。

- ・ 希少種の生育・生息環境により分類された生態系を単位として保全策を講じていくため、本県の保全すべき生態系を「里山」、「沿岸域」、「湿地・湿原」、「奥山」の四つに区分し、生態系ごとの保全方針について、平成13年度より順次策定しました。
- ・ 希少種の保全のために、平成21年3月にレッドデータブックあいちを改訂し、「レッドデータブックあいち2009」を作成しました。



レッドデータブックあいち 2009

### ○ 野生鳥獣の保護・管理の取組

- ・ 第10次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定などの事業を行っています。また、個体数が著しく増加し農林業被害が深刻なイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、特定鳥獣保護管理計画を策定して保護管理を実施しています。

### ○ 緑化の推進・森と緑づくり

- ・ 第4次愛知県緑化基本計画に基づき、「緑をつくる」、「緑をいかす」、「緑をひきつぐ」、「緑とともにいきる」の四つの基本目標を定め、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を図り、多様な緑に育まれる豊かなあいちを目指しています。
- ・ 様々な公益的機能を持ち、県民の安心、安全で快適な暮らしを支える森や緑を守り育て、健全な状態で将来へ引き継ぐため、平成21年度から導入の「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施します。



環境活動・学習推進事業

### ○ 森林・里山・農地の保全

- ・ 保安林の指定や治山事業・造林事業等を推進し、森林の整備・保全を図っています。
- ・ 里山の保全・利活用に向け、「あいち海上の森センター」において、里山保全活動等のモデルとして愛知万博の会場となった「海上の森」の保全と活用を県民参加等により進めています。また、里山保全活動の指導者の養成や活動を行っている県民の交流を図るとともに、情報発信等により里山保全活動の活発化を図っています。
- ・ 環境保全型農業の推進や「愛知県ため池保全構想」の推進など、農地の保全を図っています。

## 化学物質

### 1 環境の状況

化学物質の 適正管理	19年度は2,493事業所からの届出があり、その化学物質届出排出量は約1万7千t、届出移動量は約1万6千t。
ダイオキシン類	県内190地点で調査した結果、すべての地点で環境基準を達成。

## 2 主な施策

### ○ 化学物質の適正管理

- ・ 化学物質排出把握管理促進法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所排出量等の届出の受付、集計及び公表を行っています。
- ・ 特定化学物質等管理所の作成指導やリスクコミュニケーションの実施など、事業者による化学物質の自主的な管理を促進する取組を行っています。

### ○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

- ・ 平成20年3月に改正した「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内のPCB廃棄物の計画的な処理の推進に努めています。

### ○ ダイオキシン類対策

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境調査、事業場への立入検査、事業者測定結果の公表等により対策の推進に努めています。

### ○ 内分泌かく乱化学物質対策

- ・ 国が行った試験結果で、内分泌かく乱作用を有することが推察された化学物質等について、水環境を中心に引き続き環境調査を実施していくとともに、国等からの情報収集、科学的知見の集積に努めていきます。

## 環境学習の推進、国際環境協力及び各種基盤施策

### 1 環境学習に関する主な施策

#### ○ あいち環境学習プラザ

- ・ 愛知県の環境学習の拠点機能を担う施設として、平成19年2月に環境調査センター（名古屋市北区）内に開設した「あいち環境学習プラザ」において、環境学習に関する事業の企画実施、環境学習プログラムの開発、環境学習を指導する人材の養成、環境学習情報の収集・発信等に関する各種の事業を展開しています。



あいち環境学習プラザでの講座

#### ○ もりの学舎（まなびや）

- ・ 自然体験型の環境学習施設として、平成19年3月に愛・地球博記念公園（長久手町）内に開設した「もりの学舎」において、愛知万博で実施されたプログラムを継承・発展させた環境学習プログラムを、土日・祝日、夏休み期間中などを中心に、新たに養成したインタープリター（森の案内人）により実施したほか、フィールドを活用して各種の環境学習事業を実施しています。平成20年11月22日には来館者10万人を達成しました。



もりの学舎の来館者  
10万人達成セレモニー

## 2 自発的な環境配慮活動の促進に関する主な施策

- ・ 愛知万博をきっかけにスタートした「E X P Oエコマネー」の普及に向け、学識者、N P O及び行政等を構成員とした「エコマネー事業地域普及検討会」を開催するとともに、リニモ沿線市町（瀬戸市、豊田市、日進市、長久手町）と協働で、「“あいち発”エコマネー・リニモ沿線モデル事業」を実施しました。

## 3 企業の環境保全活動の支援

- ・ 企業とN P O等が協働して取り組む環境活動の活性化を図ることを目的として、企業とN P O等からモデル事業実施の希望を募集し、マッチングの支援を行いました。

## 4 国際環境協力に関する主な施策

- ・ 昭和40年代の深刻な公害を克服してきた公害防止対策に関する知識、経験等の大きな蓄積を生かし、(独)国際協力機構などと提携し、中国を始め延べ11か国から計98名の研修員等の受け入れを行うとともに、中国、オーストラリア及びドイツへの職員派遣を行いました。
- ・ 平成20年10月に締結した中国江蘇省との経済交流に関する合意文書に基づき、環境保全分野における交流の一環として「アジア環境技術協力」を開始しました。



「アジア環境技術協力」現地調査

## 5 公害の防止・健康被害の救済に関する主な施策

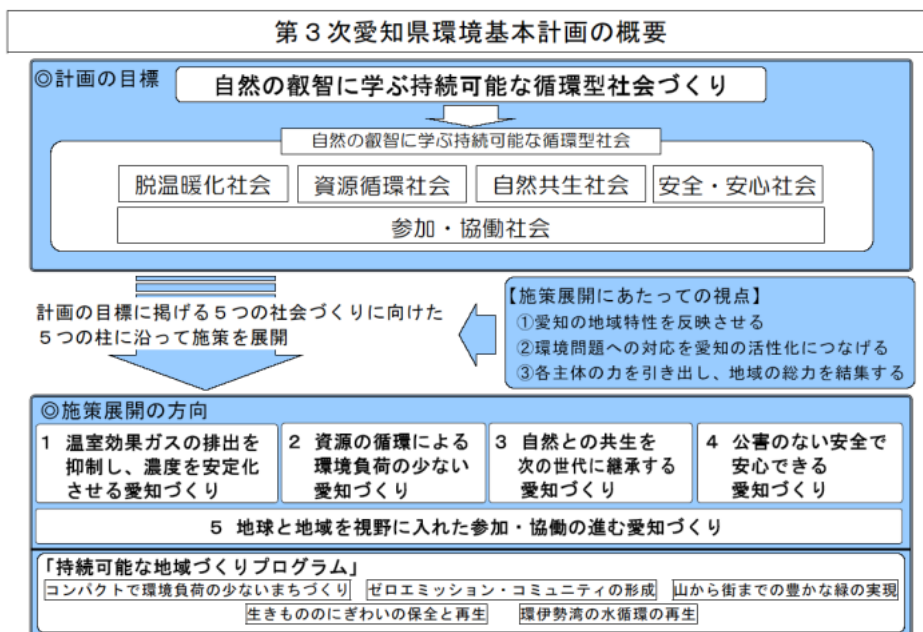
- ・ 名古屋市を始め9市を対象地域として策定した「愛知地域公害防止計画」（平成19年3月策定）に基づき、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、廃棄物処理施設の整備、河川・港湾のしゅんせつ等の公害対策事業や、公園緑地などの整備、交通対策、地盤沈下対策等の公害関連事業を実施することにより、計画の総合的な推進を図っています。
- ・ 公害紛争処理法及び愛知県公害審査会の設置等に関する条例に基づき愛知県公害審査会を設置し、迅速かつ適正な公害紛争の処理に当たっています。また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、被認定者に対する補償給付等を行っています。

## 6 環境の調査・研究に関する主な施策

- ・ 環境調査センターにおいて、大気、水質、騒音などの調査を行うとともに、名古屋大学など地域の研究機関との共同研究を実施しています。

## 第3次愛知県環境基本計画の進捗状況（平成20年度）

平成20年3月に策定された「第3次愛知県環境基本計画」について、平成20年度における目指す数値目標の進捗状況を「脱温暖化」「資源循環」「自然共生」「安全・安心」「参加・協働」の5つの柱ごとに紹介します。



### 1 温室効果ガスの排出を抑制し、濃度を安定化させる愛知づくり(脱温暖化)

項目	目標値	進捗状況	
		計画策定時	現状
温室効果ガスの排出量<基準年度比>	6%削減(22年度)	9.9%増(16年度)	9.5%増(18年度)
地球温暖化対策地域推進計画を策定した市町村数	全市町村(27年度)	4市(18年度末)	6市(20年度末)
地球温暖化対策地域協議会の設置数	100協議会(22年度)	11協議会(18年度末)	23協議会(20年度末)
CO <sub>2</sub> 排出削減マニフェスト登録企業数	100事業所(22年度)	25事業所(18年度末)	46事業所(20年度末)
県内のESCO導入箇所数	500箇所(22年度)	18箇所(18年度末)	82箇所(20年度末)
エコカーの普及台数	300万台(22年度)	約178万台(18年度末)	約228万台(20年度末)
太陽エネルギー利用施設等の設置基数	100万基(22年度)	約10万基(18年度末)	約19万基(20年度末)
燃料電池の設置基数	1,000基(22年度)	88基(18年度末)	177基(20年度末)
一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率	30%(27年度)	11%(15年度)	—

### 2 資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり(資源循環)

項目	目標値	進捗状況	
		計画策定時	現状
廃棄物の埋立処分量	104万トン(22年度)	170万トン(17年度)	142万トン(19年度)
処理しなければならないごみの一人一日あたりの量	720g(22年度)	895g(18年度)	821g(20年度)
排出量に対する再生利用量の割合	一般廃棄物:29%(23年度) 産業廃棄物:60%(23年度)	一般廃棄物:21%(16年度) 産業廃棄物:60%(16年度)	一般廃棄物:23%(20年度) 産業廃棄物:61%(19年度)
効果的・先導的循環ビジネスの発掘・創出(エコタウン事業支援企業)	1事業以上(毎年度)	累計11事業(18年度末)	累計17事業(20年度末)
衣浦港3号地廃棄物最終処分場の整備	整備・供用開始(22年度)	—	整備中

### 3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり(自然共生)

項目	目標値	進捗状況	
		計画策定時	現状
「あいち自然環境保全戦略」の策定	20年度	—	21年3月に策定
県内で確認された野生動植物の種数(注)	維持(27年度)	動物：約7,620種 植物：約2,650種 (13年度)	動物：約9,200種 植物：約2,720種 (20年度)
自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区の総量(総面積)	維持し拡充(27年度)	自然環境保全地域：13地域261.08ha 自然公園：88,838ha 鳥獣保護区：66箇所25,351ha(18年度)	自然環境保全地域：13地域261.08ha 自然公園：88,838ha 鳥獣保護区：67箇所25,712ha(20年度)
「あいち森と緑づくり税」の導入による新たな施策の展開	21年度から実施	—	事業計画を策定し、21年度から実施
間伐の実施面積	4,800ha(毎年度)	4,059ha(18年度)	4,135ha(20年度)
伊勢湾海域における水質環境基準達成率	COD、全窒素、全燐に係る基準の達成(27年度)	COD：45%、全窒素：83% 全燐：33%(18年度)	COD：55%、全窒素：83% 全燐：83%(20年度)
下水道処理人口普及率	80%(27年度)	65.7%(18年度)	69.0%(20年度)
農業集落排水処理施設の処理人口	18万人(22年度)	16.6万人(18年度)	17.5万人(20年度)
干潟・浅場の造成、覆砂の実施	80ha(22年度)	37ha(18年度)	48.2ha(19年度)
都市公園の一人あたり整備量	10㎡(22年度)	7㎡(18年度)	7.13㎡(20年度)

(注) 品種・雑種を除き、亜種・変種を含む。また、移入の可能性が高い植物を除く。

### 4 公害のない安全で安心できる愛知づくり(安全・安心)

項目	目標値	進捗状況	
		計画策定時	現状
二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準(注)一般環境大気測定局、( )内は自動車排出ガス測定局の値	すべての地点での環境基準の達成(22年度)	NO <sub>2</sub> ：100%(89%) SPM：97%(93%) (18年度)	NO <sub>2</sub> ：100%(89%) SPM：100%(96%) (20年度)
COD負荷量、窒素含有量負荷量、りん含有量負荷量の削減	COD：93ト/日 窒素：66ト/日 りん：5.4ト/日(21年度)	COD：104ト/日 窒素：70ト/日 りん：6.1ト/日(16年度)	—
ダイオキシン類に係る環境基準	すべての地点での環境基準の達成(速やかに)	大気：100% 公共用水域水質：93% 公共用水域底質：100% 地下水：100% 土壌：100%(18年度)	大気：100% 公共用水域水質：100% 公共用水域底質：100% 地下水：100% 土壌：100%(20年度)
PCB廃棄物の処理	全量処理(28年度)	4.2%(17年度)	35.0%(20年度)
市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定	すべての市町村で策定(速やかに)	20市町村(19年7月)	36市町村(21年6月)

### 5 地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり(参加・協働)

項目	目標値	進捗状況	
		計画策定時	現状
もりの学舎への来館者数	3万人(毎年度)	—	57,273人(20年度)
あいち海上の森センターでの県民参加体験事業の参加者数	1,100人(毎年度)	1,055人(18年度)	1,104人(20年度)
むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている人の割合	50%以上(22年度)	35.5%(18年度)	39.6%(20年度)
エコドライブ宣言者累計数	7万人(22年度)	約63,000人(18年度末)	88,950人(20年度末)
技術職員の海外派遣累計数	100人(27年度)	82人(18年度末)	102人(20年度末)
生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催	開催(22年度)	—	開催が正式決定し、「COP10支援実行委員会」を設立